住民自治協議会事務局長の設置に対する市の財政支援について

1 事務局長設置に関する地域からの要望状況

- ① 住自協の事務局の充実、自立した組織運営のためには事務局長ポストが必要不可欠である。
- ② 住民自治協議会の中長期的視野に立ち、企画・調整役を担う、いわゆる番頭役を 果たせるような事務局長を置いて、会長を補佐し事務局を束ねながら、事務局 機能の継続性の担保をしていきたい。
- ③ 住民自治協議会連絡会でも再三再四要望されている常設の住民自治協議会 事務局長を中心とした、一体感のある事務局構築に向けて、体制の整備を お願いする。

平成23年度市民会議の議題より

今年度の事務局訪問の際や平成22年度の活動を振り返っての住自協を対象とした アンケート等においても多数ご要望をいただいています。

2 事務局長設置の必要性

- ① 住民自治協議会運営・活動の事務統括及び企画・調整を担う差配者を置くことで、 住民自治協議会の自立を促進し、一層の発展が期待できる。
- ② 会長をはじめとする役員任期が1~2年程度であることから、会長等の役員を補佐することで、住民自治協議会活動の継続性を担保できる。

3 想定される事務局長の業務

- ① 住民自治協議会の運営・活動に係る事務に関すること
 - ・事業計画や予算・決算に関する調整・事務統括
 - ・部会長や事業実施責任者との連絡・調整
 - ・各種会議のスケジュール作成・管理・資料作成の統括
 - ・諸機関との連絡・調整 など
- ② 事務局の統括に関すること
 - -会計出納の統括
 - ·文書管理の統括
 - ・物品(財産)管理の統括 など
- ③ 地区独自の事務局長業務

住民自治協議会の意見を 伺って内容を定めていく

後日、雇用の意向とともに 地区が想定する業務について 照会する 事務局長の業務内容や量及び要する勤務時間等が明確ではなく、また、地区によって想定している内容も異なっている。

5 市の財政支援(案)の骨子

- ①「地域いきいき運営交付金」とは別に、住民自治協議会事務局長の雇用に要する 経費に対する財政支援制度を創設し、2年間の実証実験を行う。
- ② 実証実験に参加いただける地区にあっては、事務局長の雇用に先立って 当該地区の事務局長が担う**業務内容**、必要と見込まれる勤務時間等を記載した 計画書等を市に提出するものとする。
- ③ 1地区当たりの補助年額上限は120万円とし、あらかじめ提出された計画書に基づき概算払いし、勤務実績により年度末に精算するものとする。 年度途中からの雇用は月割りで対応する。

- ④ 賃金の支払いは勤務実績による時間給とし、月ごとにで勤務時間と賃金額等を市へ報告するものとする。
- ⑤ 本補助金は、事業費及び事務局員の雇用に要する経費への充当はできないものとする。
- ⑥ 平成24年度の中間、決算及び平成25年6月時点で、**勤務実績並びに効果等に** ついて検証を行い、平成26年度以降の支援のあり方等を決定する。
- ⑦ 実証実験によって、次の事項を確認する。
 - 一般的に事務局長が担う業務内容
 - ・上記を遂行するために一般的に必要とされる勤務時間
 - ・事務局長を設置したことによる住民自治協議会運営・活動への効果等
- ⑧ 平成26年度以降に財政支援を行う場合、「地域いきいき運営交付金」に含めることを検討する。

- ①会長ほか役員が、事務局長に依存する体質になってしまうのではないか。
 - ◆事務局長は、住民が意思決定するための情報提供・課題整理等を行う。
 - ◆事務局長は、活動の歯車ではなく、潤滑油である。
- ② 長年勤務する中で、事務局長の独裁的な体制が生まれるのではないか。
 - ◆監事等による監視機能を明文化する方法が考えられる。
 - ◆勤務年数の上限を設けたり、定年制を採用することが考えられる。
- ③ 会長や部会長がボランティアなのに、事務局長が賃金をもらうことを住民に説明できるか。
 - ◆財政支援は、特定の役員に報酬を保障するものではなく、住民自治協議会 事務局機能の拡充を目的とするもの。

住民自治協議会役員が1~2年で交代する中、現状は執行部側も事務局側も体制が不安定である。住民自治協議会事務局長業務には高い見識が求められ、市が提示した額でこれを引き受けてくれる人の確保が極めて困難だと想定されることから、<u>事務局を</u>充実・安定させ、継続性を担保しようとするのであれば、事務局長は支所長が担うことが望ましい。

支所長が地域の実情を把握し対応していくことで、市の課題の感知・対応能力も高まることが期待できる。

区長をはじめとする住民自治協議会役員がボランティアで業務を行っているからこそ、 地域住民の「自分たちの地域をつくっていこう」とする機運につながっている。事務局長 を置いてはみたものの、その機能が空回りし、役員がついていかない状況が生じれば、 地域の運営は非常に難しいものになってしまう。

行政として求める<u>行政事務の円滑な遂行と、会長以下のリーダーシップによる地域づく</u> りを支える事務局長の機能をマッチングさせるよう、この問題を考えていく必要がある。

各種団体があった頃は、支所が事務局として手伝ってくれていたが、住民自治協議会が本格的に活動を開始した以降は、だんだんと支所と住民自治協議会との距離が広がっているような気がする。

<u>支所長をはじめとする市の職員にもっとフォローしてもらわないと、住民自治協議会の</u> 活動が活発になっていかないのではないか。

7 市の(案)に対する住民自治協議会の主な意見(第25回連絡会より) ②

第一から第五地区には支所がなく、<u>市民活動支援課の職員に資料作成などを手伝ってもらいながら</u>やっている。しかし、<u>ここから抜け出していかないと事務局としての体制が整っていかない</u>ことから、全体の流れをつかんだ人に事務局長を担ってもらいたいと考えている。

役員はボランティアでがんばっているが、まとめ役は支所の課長補佐にお願いしている。事務局長の必要性を感じて探してきたが、原資がなく設置に至っていない。<u>市からの</u> 提案をたたき台として、工夫・応用しながら考えていきたい。

さらに検討すべき点はあろうが、まずは市の案で進めてもらいたい。会長がすべて担えるわけではないので、番頭役として補佐してくれる事務局長をぜひ設置したい。 支所長を事務局長にとの意見があったが、当地区では3年続けて支所長が替わっており、技術系職員の場合もあることから、いかがなものかなと感じている。

どうやって地域課題を解決していくのかに苦慮している。<u>地域事情に精通した人に事務</u>局長をお願いするに当たって、120万円の財源は大変心強い。

支所長が事務局長を兼務すること、支所の関わりについて

支所長が事務局長を兼務することで、継続的かつ安定的な事務局機能を担保することは期待できる。

しかし、住民自治協議会の運営や活動の中枢の部分を行政が担うことは、行政主導・ 行政依存につながり、住民自治協議会の自立を妨げ、「真の住民自治の確立」を目指す 都市内分権の方向性と逆行する懸念がある。

これらを踏まえ、地区活動支援担当(支所長等)は、住民自治協議会の運営・活動に対する相談、助言、情報提供等の側面的な支援を継続するとともに、住民と協働する事業の企画・立案や事業の進捗管理等を行うなど、本庁と連携しながら地区まちづくり活動をマネジメントする役割を担うことが適当だと考えている。

事務局長が担う行政からの依頼事務と住民の自主的な活動の切り分け

必須事務等を住民自治協議会に依頼するに当たって、当該事務に関する資料作成、 説明、疑義への対応などは行政が行うべきものであり、事務局長の業務とは考えていない。